

弁 明 書

教職人第4283号

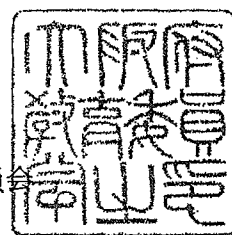
平成29年2月27日

審 査 庁

大阪府教育委員会

処 分 庁

大阪府教育委員会



審査請求人松岡 勲氏（以下「審査請求人」という。）が平成29年1月23日付けで提起した大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定による行政文書の部分公開決定処分に係る審査請求につき、次のとおり弁明します。

第1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

第2 本件の経過

1 行政文書の情報公開請求

平成28年11月11日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、条例第6条の規定により、「文部科学省の教科書採択に係る調査通知文及び関連文書一式、上記に関する府の報告文書及び関連文書一式」及び「教科書採択の不正問題の処分及び行政措置に係る文書及び関連文書一式（府立学校及び府下市町村立学校関係）」について情報公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に係る行政文書の部分公開決定及び通知

(1) 平成28年12月7日、実施機関は、条例第13条第1項の規定により、行政文書の部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり、公開しないことと決定した部分及び公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

(2) 公開しないことと決定した部分（審査請求の対象箇所）

本件請求の対象となった行政文書（以下「本件行政文書」という。）のうち、調査等の対象となった者の氏名及びこれらを特定し得る次の事項

ア 所属学校名

- イ 事件発生及び経過に係る月日
- ウ 現職位
- エ 採択に關与する具体的立場

(3) 公開しない理由

条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書（非公開部分）に記録された情報は、調査又は処分等の対象となった教員等その他関係者の氏名等、当職個人の特定に繋がり得る情報が記載されている。これらは、特定個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものである。

3 審査請求

(1) 審査請求の趣旨

審査請求人は、平成29年1月23日、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、「本件部分公開決定を取り消し、全部公開とすることを求める」旨の審査請求をした。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、大阪府における小中学校の教科用図書採択について、大阪府教育委員会が文部科学省に報告した教科書採択に係る調査及び府の報告文書等、それに関する処分及び行政措置に係る文書等の開示請求を行った。

- ① 実施機関は、本文書については「個人が他人に知られたくない情報」を理由に、被処分者（懲戒および行政措置）の氏名等を非公開とする、部分公開処分とした。
- ② 教科書採択に係る不正行為については、文部科学省が教科書出版社に対し不正行為について直接調査を実施している。
- ③ あわせて、文部科学省は、各都道府県教育委員会に対しても教科書会社からの報告に基づいた不正行為に関する調査を実施した。
- ④ 本件開示請求文書は、上記調査に關係する文書であり、不正行為の内容や関係者が記載されており、教科書という学校教育上不可欠である物品を採択するという公益上重要な事項を決定する権限行使における不正行為を明らかとする文書といえる。
- ⑤ とりわけ、教科書採択の決裁権を有する教育長が職責上関連強い教科書採択に関する非行行為にかかわっているにも拘わらず市町村名および氏名が非公開とされるのは、コンプライアンスの趣旨からも許されるべきではない。
- ⑥ よって、本件事案の重要性に鑑み、原処分を取り消し、「全部公開」を求める。

第3 弁明の理由

1 本件行政文書の性質について

- (1) まず、本件行政文書を大別すると、概ね、次のとおりである。

ア 教科書発行者による自己点検・検証結果の報告に関する情報提供に対し、実施機関が

ら文部科学省に回答した調査結果

イ 調査した結果に基づき、実施機関が講じた懲戒処分又は不祥事に対する服務上の措置の内容及び程度等が分かる文書

- (2) 前述アは、文部科学省が、教科書発行者による自己点検・検証結果において、大阪府内の教職員であると報告があった者を実施機関の調査対象者とし、当該調査対象となった者の行為態様等が分かる情報を一覧にしたものであり、それに対し、実施機関が調査した結果を追加し、文部科学省に回答したものである。

当該調査は、文部科学省から「教科書発行者からの報告をもとに作成しており、事実関係が不正確な場合もある」という前提で依頼されたものであり、実施機関として、任命権を有する者が地方公務員法第38条の許可を得ることなく、報酬を受け取っていたのであれば、非違行為に当たることから、教科書発行者の検証結果の報告内容を確認するため、当該調査対象者への事実確認を行うこととした。

なお、当該調査対象者にかかる事実確認を行うため、文部科学省から情報提供された調査対象者の所属、職等を確認したところ、国立・私学関係者、指定都市等が任命権を有する者、地方公共団体の首長が任免を行う教育長、実施機関が任命権を有していたが退職した者等が含まれていた。

- (3) 前述イは、実施機関の調査により明らかとなった実施機関が任命権を有する者の非違行為に対する地方公務員法第29条に基づく懲戒処分又は服務上の措置（訓戒、訓告又は嚴重注意）の内容等が分かる文書である。

2 条例第9条第1号について

条例第9条では、行政文書公開制度における適用除外事項を定め、該当する情報については、実施機関は公開してはならない旨が規定している。そして、同条第1号では、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもの（以下「個人識別情報」という。）のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」と規定し、「大阪府情報公開条例 解釈運用基準（平成28年4月）」（以下、「運用基準」という。）において、同条第1号の「一般に他人に知られたいと望むことが正当と認められるもの」とは「一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいう。また「一般に他人に知られたいと望むことが正当と認められるもの」に該当せず、公開することができる情報例として、（1）何人でも法令の規定により、閲覧できる情報、（2）個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供した情報、（3）個人が自主的に公表した資料等から他人が誰でも知り得る情報、（4）従来から慣行上公開しており、かつ、今後公開しても、それが一般に他人に知られたいと望むことが正当と認められる情報でないことが確実であるもの、（5）専ら個人の資格で事業活動に従事する専門職の当該職務に関する情報、（6）サービスの内容や性格から氏名等を明らかにして職務に従事する者の当該職務に関する情報、（7）人の生命、健康、

生活又は財産を保護するため公にすることが必要であるもの、(8)公務員の職務に関連する情報としている。

3 条例第11条第2号について

条例第11条では、公益上の理由による公開について規定している。そして、同条第2号では、「第9条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書に同条第1号に掲げる情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該行政文書の全部又は一部を公開することができる」と規定し、運用基準において、条例第9条第1号の個人のプライバシー情報について、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当である」の解釈において、個々の住民の生命、身体、健康の保護等の観点から検討を行った上で、同号に該当して公開してはならないと解される場合においても、なお公益上公開する特別の必要性が認められるときに限りこれを公開することができる」とされる。また、「公益上特に必要があると認めるとき」に該当して行政文書を公開できる場合とは、災害発生時等における重大な被害を防止するため当該情報を公開することが必要不可欠であるなど、基本的人権に関わる個人のプライバシーと比較し得る特段の事情、必要性が現に存する場合に限られることに特に留意する必要があるとされている。

4 本件行政文書のうち非公開部分に係る妥当性について

- (1) 本件処分において非公開の決定をした本件行政文書のうち調査等の対象となった者の氏名及びこれらを特定し得る事項（以下「本件非公開部分」という。）について、審査請求人は、不正行為の内容や関係者が記載されており、教科書という学校教育上不可欠である物品を採択するという公益上重要な事項を決定する権限行使における不正行為を明らかとする文書であることを理由に、本件処分を取り消し、全部公開とすることを求めている。
- (2) しかしながら、第3の1(1)アに係る本件非公開部分は、教科書発行者から文部科学省への報告に基づくものであり、具体的な個人名やそれぞれの行為態様等の公表を前提としておらず、また、事実関係が不正確な場合もあるという前提で提供された情報であることから、当該調査対象者にとっては、調査の対象となったこと自体が一般的に社会通念上、他人に知られることを望まない情報であることは明らかである。さらに、一度公開すると、当該個人に回復困難な損害、予測不能な損害を与える恐れがあることから、調査対象者の個人名及びこれらを特定し得る情報は、条例第9条第1号に規定する「個人識別情報」に該当し、個人のプライバシーが最大限保護されなければならないことに鑑みると、公開してはならない情報にあたる。
- (3) 次に、第3の1(1)イに係る本件非公開部分は、懲戒処分や服務上の措置（以下「処分等」という。）の対象となった者の個人名及びこれを特定し得る情報であり、懲戒処分や服務上の措置を受けたことを公開することは、当該個人にとっては、過去の不名誉な経歴が周囲に知られることになることから、そのことによって処分等による法的な不利益以上の何らかの事実上の不利益を被る結果となることは容易に推測できるので、一般に他人に

知られたくないと望むことが正当であると認められる情報であり、条例第9条第1号に規定する「個人識別情報」に該当し、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まない情報であることから非公開とすることが適当である。

- (4) また、審査請求人は、教科書採択の決裁権を有する教育長が職責上の関連の強い教科書採択に関する非違行為にかかわっているにもかかわらず、教育長の市町村名又は氏名が非公開であることは、コンプライアンスの趣旨からも許されるべきではない旨主張し、教育長の属する市町村名、氏名が非公開であることに不服を申し立てている。

しかしながら、本件非公開部分のうち、教育長についてみても、当該個人を特定し得る情報を公開することは、当該個人に回復困難な損害、予測不能な損害を与える恐れがあることから、教育長の個人名及びこれらを特定し得る情報は、他の調査対象者の場合と同様に、条例第9条第1号に規定する公開してはならない情報にあたる。

さらに、審査請求人は、教育長の職責から、特に公開されるべきである旨主張していることと解されることから、条例第11条第2号の公益上の理由による公開について、検討したが、調査の対象が市町村教育委員会の教育長であったとしても、当該個人を特定する情報の公開が重大な被害の防止につながるなどの公益上必要不可欠なものとは認められず、また、基本的人権に関わる個人のプライバシーと比較し得る特段の事情や必要性が現に存しているとも認められないことから、教育長の氏名又は市町村名を条例第11条第2号に該当する情報として、公開することもできない。

第4 結論

以上のとおり、本件処分は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。